

# 新婚生活のスタートを支援しますー結婚新生活支援事業ー



村では、婚姻に伴う新生活の支援をおこない、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、村内で新生活を始める新婚世帯に対し、新居の購入費、賃貸費、引越し費用の一部を補助します。

## ■補助対象者(主な要件)

- (1)令和5年3月1日～令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2)婚姻日に夫婦ともに年齢が39歳以下であること
- (3)住居が村内にあり、申請日に住民票が当該住居にあること
- (4)夫婦の合計所得が500万円未満であること など

## ■補助金額

- ・夫婦ともに29歳以下の場合→上限60万円
- ・夫婦ともに39歳以下の場合→上限30万円

## ■補助対象経費

- 住宅取得費用：婚姻を機に新たに契約した住宅の購入または新築に要した費用
- 住宅賃借費用：婚姻を機に賃借した住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 引越し費用：婚姻を機におこなう引越しに要した引越業者または運送業者へ支払った費用

## ■注意点

予算額に達した時点で受付終了となります。申請をお考えの人は、事前に役場総務課へご相談ください。

# 令和5年度 南阿蘇村婚活サポーターを募集します



村では、出会いまたは結婚を希望する地域の未婚の男女に新たな出会いの機会や結婚に関する情報を提供し、地域における婚活(結婚活動)を支援していただく「婚活サポーター」を募集します。

「婚活サポーター」は、南阿蘇村へ登録し、ボランティアとして活動をおこないます。

## ■主な活動内容

- ・地域の未婚男女の出会いの機会を創出
- ・村が実施する結婚支援事業等の情報提供
- ・結婚に関する助言 など

## ■主な登録要件

- ・村内に住所を有し、結婚支援の実施ができること
- ・仕事として結婚相談または結婚紹介をおこなっていないこと など

「婚活サポーター」への登録について、詳しくは役場総務課までお問い合わせください。

〈問い合わせ〉総務課 TEL0967 (67) 1111



# ハートがたくさんの村づくり Vol.210

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

## 高齢者の人権について

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人が65歳以上となっています。本村においては、人口の2.3人に1人が65歳以上の人です。

皆さんは、高齢者に対してどのようなイメージをお持ちですか？

高齢であっても、働いたり地域活動などに参加したりする人も多く、ライフスタイルや価値観もさまざまです。高齢者に対する決めつけた考え方や接し

方は、差別につながります。

## わたしたちにできることは？

加齢に伴う衰えは、誰も避けることはできません。それにもかかわらず、高齢者を疎外したり、蔑視したりしていませんか。誰もが最後まで人としての尊厳を全うしたいと願っています。高齢者一人ひとりの生き方や考え方が尊重される家庭、地域、職場などを増やしていきましょう。

参考：熊本県人権センター資料

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 TEL0967 (67) 1111